平成２９年（フ）第１３３号
松江市古志原１丁目11番12号
債務者　安達　洋介
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１３９号
島根県安来市吉佐町341番地
債務者　中山久美子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０９号
佐賀市本庄町大字袋340番地１　アイ・タウン本庄　E102
債務者　山本　三恵
1　決定年月日時　平成30年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２９４号
佐賀県鳥栖市田代外町667番地１　メゾン田代106
債務者　髙岸　幸子
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９０２号
兵庫県三田市西山２丁目22番10号、従前の住所兵庫県伊丹市北伊丹７丁目22番地　レオパレス伊丹北202号
債務者　中山　純子
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３８号
神戸市須磨区東白川台３丁目４番地の11
債務者　岸本　尚美
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３８号
千葉県君津市杢師２－４－８　ビューラエイトＡ棟、住民票上の住所千葉県富津市富津478番地
債務者　林　　光章
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第２１０３号
愛知県豊明市栄町武侍11番地11　ウィング５－201号
債務者　渡辺　　壮
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３７号
青森県弘前市大字石川字村元78番地
債務者　工藤　智也
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２２３号
青森県東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干113番地１　よもっと団地Ｆ棟３号
債務者　溝江　　淳
1　決定年月日時　平成30年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８２４号
千葉県野田市桐ケ作62番地２
債務者　野呂　康弘
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８４７号
千葉県野田市木間ケ瀬1795番地15
債務者　小林　洋介
1　決定年月日時　平成30年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８４９号
千葉県野田市山崎1661番地の１
債務者　中尾　　優
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８５２号
千葉県我孫子市中峠1121番地の２（301号）　アゼリアハイツ
債務者　原田由美子
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８７３号
千葉県松戸市殿平賀211番地の19　ジョイフル北小金401号
債務者　伊藤健太郎
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第３号
千葉県柏市松葉町２丁目11番地11　コーポ大塚102号
債務者　伊藤　文吉
1　決定年月日時　平成30年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部